虐待の防止のための指針

社会福祉法人南伊豆厚生会

理事長　稲　葉　勝　男

１　施設における虐待の防止に関する基本的考え方

当施設では、高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待に該当する次に定義する行為のいずれも行いません。

２　虐待の定義

ⅰ　身体的虐待： 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ⅱ　介護・世話の放棄・放任： 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

ⅲ　心理的虐待： 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ⅳ　性的虐待 ： 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者にわいせつな行為をさせること。

ⅴ　経済的虐待： 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

３　施設長及び管理者の責務

　　施設長及び管理者は苦情処理の体制を整備するとともに、職員に対する高齢者虐待に関する研修の実施、虐待防止の各種措置を講ずる責務を負っています。

４　職員の責務

職員は日頃より、利用者のモニタリングを励行し、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報してください。 ここでいう、「思われる」というのは、確たる証拠を必要とするものではありません。

また、職員は、虐待に至らないまでも、その兆候を発見したときには、速やかに施設長及び管理者に報告（虐待兆候発見報告書）する責務を有しています。

５　研修の実施

　　高齢者の権利擁護について基本的な学習を年２回行い、常に適正な介護支援に努めます。

　６　行為に対する処分

　　利用者に対して虐待行為が明らかとなったときは、法人の定める就業規則の職員懲罰規定にかかわらず、理事会に諮りその状況内容に基づいて厳罰に処するものとし、原則として懲戒解雇の処分を行います。

附　則

 　この指針は、令和６年４月１日より施行する。